

平成28年11月1日 薬事衛生課長 紺野 欽一 TEL (内線) 4150 (外線) 225-1440
---

## 知事指定薬物及び知事監視製品の指定について

本日、石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき「知事指定薬物」1物質、「知事監視製品」38製品をそれぞれ指定し、告示しました。

知事指定薬物及び当該物質を含む製品は、製造、販売、所持、使用等は条例に違反することとなり処罰の対象となります。

また、知事監視製品（今回指定製品を含め454製品。うち、70製品は法律\*により販売等が禁止されています。）を販売する者は、

①販売業の届出

②購入者に対して体内摂取禁止の説明及び説明書の交付

③販売記録の作成、購入者から体内摂取しない旨の誓約書の徴収等

が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

知事監視製品（今回指定製品を含め454製品）を購入、譲り受けようとする者等は、

①体内摂取しない旨の誓約書の提出

・県内届出販売者から購入した場合は、販売店に提出

・県外店舗、インターネット等からの購入は、知事に提出

②誓約内容の遵守

が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

\*：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

## 記

### 1 知事指定薬物（1物質）

N-(2-フルオロフェニル)-2-メトキシ-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)アセトアミド及びその塩類

### 2 知事監視製品（38製品）

パッケージに「HIGH TENSION」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

### 3 施行期日

平成28年11月2日

### 4 その他

詳細は、県ホームページ「危険ドラッグ対策について」をご覧ください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/yakuran/drug/taisaku.html>